

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	外竜巻 10 R0
提出年月日	令和3年2月8日

設工認に係る補足説明資料

【シャックルの許容限界について】

目次

1. 概要	1
2. 保証値の設定経緯	1
3. 保証について	1

■：商業機密の観点から公開できない箇所

1. 概要

防護ネットの構成部品であるシャックルの許容限界として、製造メーカーの保証値を採用する方針としていることから、その内容について説明するものである。

本資料は、第1回設工認申請書の安全冷却水B冷却塔 飛来物防護ネット並びに後次回で申請する竜巻防護対策設備の飛来物防護ネットについて補足説明するものである。

2. 保証値の設定経緯

防護ネットの設計において、ネットの枠材(H型鋼等で構成)への部品の収まりを考慮して、シャックルについては、高強度である「軽量シャックル」(K社製)の使用荷重8tタイプ(78.4kN)を採用している。

また、ネット寸法は出来るだけ大きい方が軽量化の観点でメリットがあるが、ネットの寸法が大きくなると飛来物の衝突時にシャックルに発生する引張荷重も増大するため、メーカーにてプルーフロード(使用荷重の2倍:156.8kN)で引張試験を実施し、この荷重を短期荷重に対する保証値として設定することで、ネット寸法の設定に幅を持たせることが可能となっている。

3. 保証について

上記シャックルの納品に際しては、メーカーより図1に示す様な試験成績書が発行され、上記の保証値を担保するものとして残される。

図1 メーカー試験成績書(例)

